

京都市告示第424号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年11月16日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
みらいアカデミー株式会社	放課後等デイサービス	みらいジュニア 四条烏丸校 2650300193	京都市中京区柳馬場 通蛸薬師下る十文字 町437番地SOZOクロ スビル5F	平成30年10月 31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)